

横浜市障害者就労啓発出前講座事業実施要綱

制 定 令和4年3月11日 健障自第3086号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者就労に関する基礎知識や先進事例の紹介等による企業啓発を目的とした横浜市障害者就労啓発出前講座事業（以下、「出前講座」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下で定めるものとする。

- （1） 企業等：横浜市内に住所を有する民間企業、社会福祉法人、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条1号に規定する一般社団法人等及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。
- （2） 各種団体：横浜市内に住所を有する企業団体等をいう。

（対象者）

第3条 本講座は、障害者就労や障害者雇用に関心がある企業等や各種団体を対象とする。

（講座内容）

第4条 実施する講座の内容は、次の各号のいずれかとする。

- （1） 障害者就労及び障害理解に関する講義
- （2） 障害者雇用企業や障害者就労支援施設等の見学
- （3） その他、講座内容として適当であると健康福祉局長が認めたもの

（役割）

第5条 本講座の受講を希望する者（以下、「申込者」という。）は、受講に係る会場準備や参加者調整等を行う。なお、交通費・食費等の参加者個人に係る費用は、申込者が負担する。

2 横浜市は、第1号様式で定める申込書の記載に基づき、講座内容や講師の決定、また、当該年度の予算の範囲内で講師に対する謝金の支払い等を行う。

（申込）

第6条 申込者は、「横浜市障害者就労啓発出前講座事業受講申込書」（第1号様式）に必要事項を記載し、横浜市に提出する。

2 横浜市は、前項の申込書を受理したときは、実施時期や場所等を考慮した上で、実施の可否を判断し、「横浜市障害者就労啓発出前講座事業実施・不実施決定通知書」（第2号様式）を申込者に送付する。

(謝金)

第7条 横浜市は、講師に対して、一人当たり3,000円の謝金を支払う。ただし、謝金の受け取りを辞退する場合は除く。

2 謝金の支払いは、講師から提出される「口座振替依頼書」(第3号様式)の内容に基づいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

横浜市長

事業所所在地

事業所名称

代表者 職

氏名

電話番号

(担当者名 :)

横浜市障害者就労啓発出前講座事業受講申込書

横浜市障害者就労啓発出前講座事業の受講にあたり、次のとおり申し込みます。

利用予定日時	年 月 日 () 時 から 時 まで
参加予定者数	総参加者数 名 (企業数 社)
申請理由及び希望する講座内容	<input type="checkbox"/> 障害者就労及び障害理解に関する講義 <input type="checkbox"/> 障害者雇用企業や障害者就労支援施設等の見学 <input type="checkbox"/> その他 ()
申請者における障害者雇用状況	障害者雇用をしている / していない / 過去にしていた

以下の項目について同意します。

事業の実施にあたり生じる会場準備や参加者個人に係る経費は、申請者が負担します。

(第2号様式)

年 月 日

様

横浜市長

横浜市障害者就労啓発出前講座事業実施・不実施決定通知書

横浜市障害者就労啓発出前講座事業の実施について、次のとおり決定します。

- 出前講座を実施しますので、通知します。
- 次の理由により、出前講座を実施しませんので通知します。

(出前講座を不実施とする理由)

(担当)

(第3号様式)

口座振替依頼書

「横浜市障害者就労啓発出前講座事業」に関わる謝金について、下記口座に振込を依頼します。

年 月 日

(申出先)
横浜市長

〒

住所 _____

氏名 _____ (印)

(振込先)

金融機関名	_____ 銀行 _____	本店 支店
口座番号	普通 _____ 当座 _____	
(フリガナ) 口座名義人	_____	

(法人口座への振込を希望する場合は、以下に記名・押印)
謝金の受領につきましては、全て法人に委任します。

所属・氏名 _____ (印)